

岩手県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年11月30日岩手県告示第1084号（2に係るものに限る。）
    - （2） 変更に係る指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
      - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
  - 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成3年8月22日農林水産省告示第1083号（2に係るものに限る。）
    - （2） 変更に係る指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
      - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
  - 3（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上閉伊郡大槌町小槌第19地割字菊原108の13（次の図に示す部分に限る。）
    - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
    - （3） 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - （ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字菊原108の13（次の図に示す部分に限る。）
        - （イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
        - （ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。
        - （エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び大槌町役場に備えて  
おいて縦覧に供する。